

新施設設に適用となる構造及び 設備に関する基準（A基準）

床面及び周囲の構造基準

構造及び設備に関する基準

① 次のいずれにも適合すること

イ、床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること

ロ、防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれと同等以上の機能を有するものを設置すること

② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

配管等（地上配管）

構造及び設備に関する基準

①右のいずれの要件にも適合すること

イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること
ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
ハ 配管等の外面は原則として腐食を防止する方法により保護すること

②有害物質を含む水の漏えいが目視で容易に確認できるように床面から離して設置すること

①又は②に適合すること

配管等(地下配管)①(トレンチ設置)

構造及び設備に関する基準

① 次のイ、ロのいずれにも適合すること

イ、トレンチ(細長い溝)の中に設置されていること

ロ、トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

② ①と同等以上の措置が講じられていること

配管等(地下配管)②(地下埋設)

構造及び設備に関する基準

① 次のイ、ロ、ハのいずれにも適合すること

イ、有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること

ロ、有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること

ハ、配管等の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること。

② ①と同等以上の措置が講じられていること

地下貯蔵施設について

構造及び設備に関する基準

①漏えい等を防止できる材質及び構造(右のイ、ロ及びハのいずれにも適合すること)

イ、地下貯蔵施設本体はタンク室内に設置する構造、二重殻構造又はその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質とすること

ロ、貯蔵施設本体の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること

ハ、地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること

② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

排水溝等について

構造及び設備に関する基準

①地下浸透を防止できる材質及び構造

(右のイ、ロ、ハいずれにも適合すること)

イ、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる強度を有すること

ロ、有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること

ハ、排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性(耐薬品性)及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

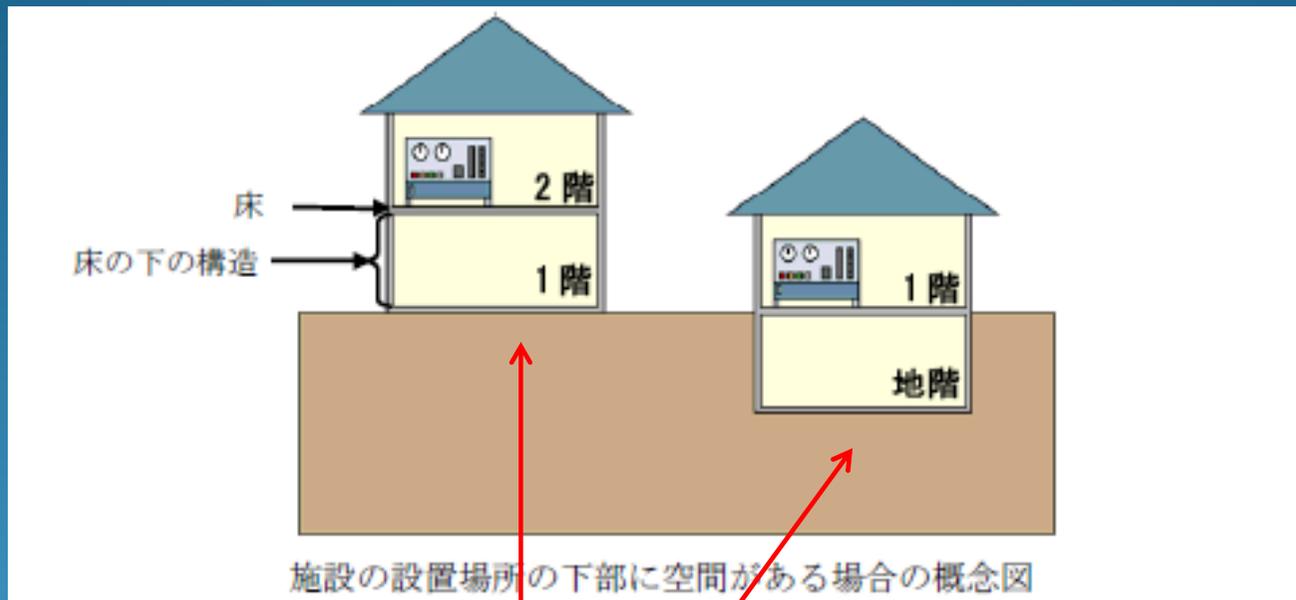
定期点検について (A基準)

(1)床面及び周囲

水質汚濁防止法の改正について

	点検項目	点検頻度
① ②以外	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
②床の下部から日常的に点検できる場合	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上

②の例について



施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できる例

(2) 施設本体

点検項目	点検頻度
施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上

(3) 配管等(地上配管)

点検項目	点検頻度
配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上

(4) 配管等(地下配管)①(トレンチ内設置)

点検項目	点検頻度
配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上

(5) 配管等(地下配管)②(地下埋設)

点検項目	点検頻度
配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年※に1回以上

※危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であって消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月)に一回以上行う場合にあっては、三年

(6) 排水溝等

点検項目	点検頻度
排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年※に1回以上

※排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年

(7) 地下貯蔵施設

点検項目	点検頻度
①地下貯蔵施設の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年※に1回以上

※危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであって消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月)に一回以上行う場合にあっては、三年

既設施設に適用となる構造及び 設備に関する基準（B基準）

床面及び周囲の構造基準

構造及び設備に関する基準

① 次のいずれにも適合すること

イ、施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。

ロ、施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

② 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。

配管等（地上配管）

構造及び設備に関する基準

- ①有害物質を含む水の漏えいが目視で容易に確認できるよう設置されていること

配管等（地下配管）

構造及び設備に関する基準

① 次のイ、ロ、ハのいずれかに適合すること

イ、トレンチ（細長い溝）の中に設置されていること

ロ、配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

地下貯蔵施設について

構造及び設備に関する基準

① 次のイ、ロのいずれにも適合すること

イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

② 次のイ、ロのいずれにも適合すること

イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

③ ①、②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

排水溝等について

構造及び設備に関する基準

- ① 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。
- ② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

定期点検について (B基準)

(1) 床面及び周囲

点検項目	点検頻度
床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上

(2) 施設本体

点検項目	点検頻度
施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上ただし、左記以外の方法による点検を行う場合にあつてはその方法に応じ適切な回数で。

(3) 配管等(地上配管)

点検項目	点検頻度
配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

(4) 配管等(地下配管)①(トレンチ)

点検項目	点検頻度
配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上

(5) 配管等(地下配管)②(地下埋設)

点検項目	点検頻度
配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月※に1回

※有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月に1回以上

(6) 排水溝等

点検項目	点検頻度
排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月※に1回以上

※有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては3月に1回以上

(7) 地下貯蔵施設

構造基準	点検項目	点検頻度
B基準①	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3月に1回以上)
B基準②、③	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、左記以外の方法による点検を行う場合にあってはその方法に応じ適切な回数で。

定期点検について (C基準)

構造基準等の適用が猶予(H27.5.31まで)された
既施設設に関する措置

(1) 床面及び周囲

点検項目	点検頻度
床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上

(2) 施設本体

点検項目	点検頻度
施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上
施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上

(3) 配管等(地上配管)

点検項目	点検頻度
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回

(4) 配管等(地下配管)

点検項目	点検頻度
①配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上
その他①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度

(5) 排水溝等

点検項目	点検頻度
①排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上
②排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上
その他①及び②と同等以上の効果を有する方法による定期点検	点検項目に応じた頻度

(6) 地下貯蔵施設

点検項目	点検頻度
<p>①地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検</p>	<p>1年に1回以上</p>
<p>その他①と同等以上の効果を有する方法による点検</p>	<p>点検項目に応じた頻度</p>